

にいがたけんしょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん じょうれい
新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例
がいよう
(概要)

1 総則 (目的や基本理念など)

もくてき
【目的】

すべて けんみん しょうがい うむ わ へだて
○全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、
そうご じんかく こせい そんちよう あ きょうせい しゃかい じつげん
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

ていぎ
【定義】

しょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき しょうがい りゆう さべつ
○障害者 ○社会的障壁 ○障害を理由とする差別
ふとう さべつてきとりあつか とうりてきはいりよ
○不当な差別的取扱い ○合理的配慮

きほんりねん
【基本理念】

なな きほんてきりねん さべつかいしょう すいしん
○七つの基本的理念による差別解消の推進
① 尊厳にふさわしい生活の保障
だれ せいかつ せんたく きかい かくほ
②どこで誰と生活するかの選択の機会の確保
ぶんや かつどう さんか きかい かくほ
③あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
いし そつう じょうほうしゆとく しゆだん きかい かくほ
④意思疎通や情報取得のための手段の機会の確保
しょうがい ちいきしゃかい ほうせつ
⑤障害のあるこどもの地域社会への包摂
けんみん じぎょうしゃ しょうがい しょうがいしゃ りかい
⑥県民・事業者の障害や障害者についての理解
しゃかいぜんたい とりくみ すいしん
⑦社会全体での取組の推進

けん せきむ
【県の責務】

きほんりねん しさく さくてい じっし
○基本理念にのっとりた施策の策定・実施

くに しちょうそん れんけい
【国・市町村との連携】

くに しちょうそん れんけい しちょうそん しえん
○国・市町村との連携 ○市町村への支援

けんみんとう せきむ
【県民等の責務】

しょうがい しょうがいしゃ りかい さべつかいしょう きよ
○障害や障害者についての理解と差別解消への寄与
じぎょうしゃ かんきょう せいび
○事業者による環境の整備

けいはつかつどう
【啓発活動】

さべつ ぐたいれい しめ けいはつかつどう
○差別の具体例を示すなどの啓発活動

さべつ きんし
2 差別の禁止

ふとう さべつてきとりあつかい)
【不当な差別的取扱い】

ふとう さべつてきとりあつかい きんし なんびと
○不当な差別的取扱いの禁止（何人も）

さべつかいしょうほう ぎょうせいきかん じぎょうしゃ かくだい しょうがいしゃきほん
※差別解消法（行政機関と事業者）よりも拡大（障害者基本
ほう なんびと
法は何人も）

ごうりてきはいりよ
【合理的配慮】

けん じぎょうしゃ けんせつてき たいわ つう ごうりてきはいりよ
○県・事業者による建設的な対話を通じた合理的配慮

けんみん ごうりてきはいりよ きょうりよく
○県民による合理的配慮への協力

さべつかいしょう たいせい そうだんしえん
3 差別解消のための体制（相談支援やあっせんなど）

そうだん
【相談】

けんみんとう そうだん
○県民等による相談

しょうがいしゃ ふかい かん げんどう そうだんかのう
※ 障害者が不快を感じる言動についても相談可能

けん じょうほうていきょう じよげん ちょうせい
○県による情報提供・助言・調整

そうだんきかん
【相談機関】

そうだんきかん しゅうち
○相談機関の周知

しょうがいしゃけんりようご そうだんきかん えんじよ
○ 障害者 権利擁護センターによる相談機関への援助

ちいきそうだんいん
【地域相談員】

ちいきそうだんいん れんけい
○地域相談員との連携

しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん
※ 身体障害者相談員、知的障害者相談員など

こういきせんもんそうだんいん
【広域専門相談員】

こういきせんもんそうだんいん そうだんしえん そうだんきかん えんじよ
○広域専門相談員による相談支援と相談機関への援助

【あっせん】

- 障害者等によるあっせんの申立て
しょうがいしゃとう もうした
- ※ 相談支援で解決が期待できないとき
そうだんしえん かいけつ きたい
- 障害者差別解消支援地域協議会によるあっせん
しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
- ※ あっせん部会を設置
ぶかい せっち

【勧告】

- 正当な理由なくあっせんに従わない者への勧告
せいとう りゆう したが もの かんこく

【公表】

- 正当な理由なくあっせんに従わない者の公表
せいとう りゆう したが もの こうひょう

【施行状況の把握等】

- 施行状況の把握と公表
しこうじょうきょう はあく こうひょう
- 障害者差別解消支援地域協議会による意見
しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい いけん

キーワード

◇ 障害者
しょうがいしゃ
しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他
きのう しょうがい しょうがい しゃかいてきしょうへき けいぞくてき せいかつ
の機能の障害があり、障害と社会的障壁により継続的に生活に
そうとう せいげん う じょうたい もの
相当な制限を受ける状態にある者

◇ 社会的障壁
しゃかいてきしょうへき
しょうがい もの せいかつ うえ しょうへき
障害がある者にとって生活する上で障壁（バリア）となるような
しゃかい いっさい もの せいど かんこう かんねん
社会における一切のもの（物、制度、慣行、観念など）

◇ 障害を理由とする差別
しょうがい りゆう さべつ
ふとう さべつてきとりあつか おこな また ごうりてきはいりよ おこな
不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を行わないこと

ふとう さべつてきとりあつかい
◇不当な差別的 取扱い

しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう
障害者 に対して、正当な理由なく、障害 を理由として、サービス
ていきょう きよひ ていきょう あ しょうがいしゃ もの たい
などの 提供 を拒否する、提供 に当たって 障害者 でない者に対して
ふ つ しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
は付さない条件を付けることなどにより、障害者 の権利利益を 侵害す
ること

ごうりてきはいりよ
◇合理的 配慮

しょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう ばあい ふたん おも
障害者 が 社会的 障壁 の除去を 必要 としている場合に、負担が重
はんい ひつよう ごうりてき はいりよ おこな
すぎない範囲で、必要 かつ合理的な 配慮 を 行 うこと